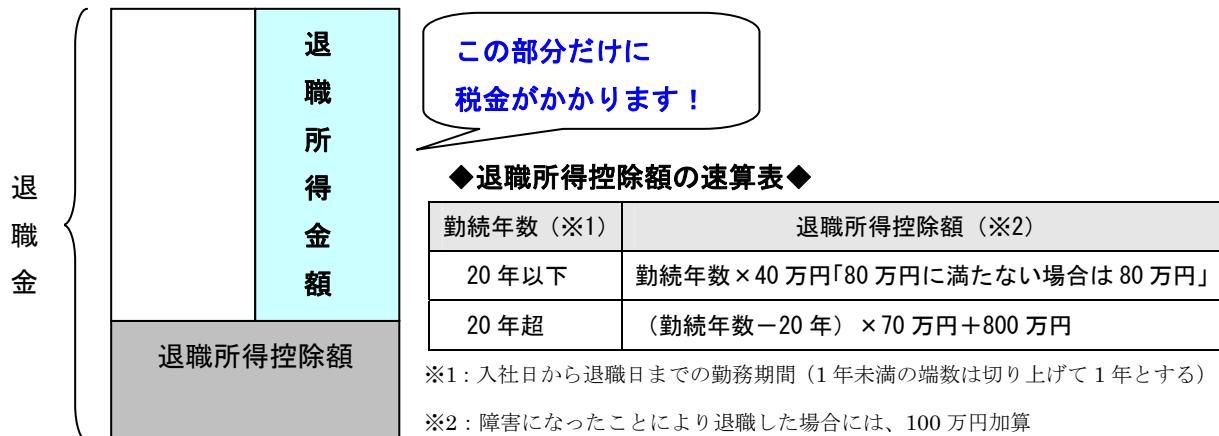


税金5：退職金にかかる税金

●退職金に課税される所得税とは

退職金のすべてに課税されるわけではありません。総支給額から退職所得控除額を差し引いた金額のさらに2分の1に課税されます。

$$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得金額}$$



●退職金に課税される所得税の計算式

退職金は給料などほかの所得とは分けて税金を計算します。退職所得金額に税率をかけて計算をしますので、以下の速算表に当てはめて計算すると簡単です。

◆退職所得の源泉徴収税額の速算表（平成18年1月以降）

退職所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
3,300,000円以下	10%	—	(A) × 10%
3,300,000円超 9,000,000円以下	20%	33万円	(A) × 20% - 33万円
9,000,000円超 18,000,000円以下	30%	123万円	(A) × 30% - 123万円
18,000,000円超	37%	249万円	(A) × 37% - 249万円

(注) 1：退職所得金額 (A) に1,000円未満の端数があるときは切り捨て

2：求めた税額に100円未満の端数があるときは切り捨て

●退職金に課税される所得税の計算例

事例を元に退職金に課税される所得税を計算してみましょう。

	勤続240ヶ月 (=20年)	勤続241ヶ月 (=21年)
退職金	2,000万円	2,000万円
退職所得控除額	20年 × 40万円 = 800万円	(21年 - 20年) × 70万円 + 800万円 = 870万円
退職所得金額	(2,000万円 - 800万円) × 1/2 = 600万円	(2,000万円 - 870万円) × 1/2 = 565万円
税額 (所得税)	600万円 × 20% - 33万円 = 87万円	565万円 × 20% - 33万円 = 80万円

勤続年数が1年違うと、所得税は7万円違います